

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

王寺町は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

王寺町長

公表日

令和7年1月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	当町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 - 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給者証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二に基づいて、当町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 国民健康保険（給付）システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システム 8. 国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 国民健康保険税賦課ファイル
- (2) 国民健康保険資格ファイル
- (3) 国民健康保険給付ファイル
- (4) 国民健康保険収納滞納ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 <オンライン資格確認の準備業務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46、95) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、43、78、106、109の項) : 第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項) : 第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(81の項) : 第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(88の項) : 第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項) : 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠)

	:第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号、第7号イ第12号、第3条第2号第3号第5号第6号イ第7号第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1項第1号第2号第3号第4号第6号第7号第2項 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) :第一欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第二欄(事務)に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(121の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 国保健康推進課、総務部 税務課
②所属長の役職名	国保健康推進課長 税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号636-8511 王寺町役場総務部総務課総務係 住所:奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 ファクス:0745-32-6447 E-mail:soumu-s@town.oji.nara.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号636-8511 王寺町役場住民福祉部国保健康推進課国保年金係 住所:奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 ファクス:0745-32-6447 E-mail:kokuho@town.oji.nara.jp
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	王寺町情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐため ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得たパスワードロック機能付きの媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・盗難防止のため、執務室等で利用する端末にワイヤーによる固定を行っている。 ・執務室等で利用する端末へのログインは多要素認証を採用している。 などの物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	5.評価実施機関における担当部署	課長 藤本 清隆	課長 竹川 雅敏	事後	人事異動による変更
平成28年9月23日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	: 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項)	: 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、43、78、106、109の項)	事前	追加訂正
平成29年5月8日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	新規追加	被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。	事前	
平成29年5月8日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システム 8. 国保情報集約システム	事前	
平成29年5月8日	5.評価実施機関における担当部署	課長 竹川 雅敏	課長 田積 健児	事後	人事異動による変更
平成29年5月8日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	ojikokuhonenkin@lint.ne.jp	kokuh@town.oji.nara.jp	事後	メールアドレス変更
平成30年5月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保健康推進課長 田積 健児 税務課長 南 昌邦	国保健康推進課長 総務部参事	事後	様式変更
平成30年5月25日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	E-mail: yawaragi@town.oji.nara.jp	E-mail: soumu-s@town.oji.nara.jp	事後	平成30年5月評価書確認
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保健康推進課長 総務部参事	国保健康推進課長 税務課長	事後	人事異動による変更
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	新規追加	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	
令和2年9月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	新規追加	9. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	新規追加	<オンライン資格確認の準備業務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事前	
令和2年9月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	新規追加	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事前	
令和3年10月6日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令改正に伴う変更
令和3年10月6日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第6号第7号第8号第二項	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号第7号イ第12号、第3条第2号第3号第5号第6号イ第7号第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1項第1号第2号第3号第4号第6号第7号第2項	事後	評価書確認による
令和6年2月7日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月8日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点での計数か	令和3年10月6日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点変更
令和7年1月8日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在 させる作業	-	項目追加	事後	様式変更
令和7年1月8日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度 が高いと考えられる対策	-	項目追加	事後	様式変更